

平成28年2月22日提出

熊本市立図書館設置条例の一部改正について

熊本市立図書館設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市立図書館設置条例の一部を改正する条例

熊本市立図書館設置条例(昭和28年条例第62号)の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表(第4条関係)」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考

- 1 使用時間の延長又は繰上げは、ホールの利用時間内で1時間以内に限りできるものとし、延長した時間の使用料については直前の使用時間区分、繰り上げた時間の使用料については直後の使用時間区分の1時間分の使用料とする。ただし、使用時間区分が2以上にわたる場合の当該区分間の時間の使用料については、この限りでない。
- 2 前項に規定する使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提出理由)

図書館のホールの使用時間の延長又は繰上げに係る使用料を定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。